

平成 20 年 9 月 2 日

所管公益法人 事務局 御中

厚生労働省健康局生活衛生課

デジタル放送への移行に向けた周知広報について（依頼）

日頃より、円滑な行政運営に、御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、地上テレビ放送につきましては、平成 23 年 7 月にアナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行することになっているところ、今般、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」（※）において、別添のとおり、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」がとりまとめられました。

このアクションプランを踏まえて、各府省において、所管の団体等に地上デジタルテレビ放送の周知広報に関する協力要請を実施することとなりました。つきましては、貴法人におかれましても、下記のとおり、地上デジタルテレビ放送への移行に関する周知・広報についてのご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

※ 関係省庁の緊密な連携を図り、デジタル放送への円滑な移行を推進することを目的として平成 19 年 9 月に内閣官房に設置 (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitalbroadcast/>)。

記

○ 依頼事項

貴法人において、関連する企業等による実施を含め、別紙の広報資料等を活用した周知・広報（特に下記事項について）をお願いいたします。

- (1) 平成 23 年 7 月 24 日にアナログ放送が終了しデジタル放送に完全移行すること
- (2) デジタル放送を視聴するためにはデジタルテレビ等の購入の他、アンテナ（ビル陰等の受信障害対策や集合住宅等における共同受信のために設置された共同アンテナ（共聴施設）を含む）改修等が必要な場合があること
- (3) アナログ放送終了時期が近づくとアンテナ改修等の工事が集中し円滑な改修等が困難となるおそれがあること
- (4) デジタル対応の方法が不明な場合には、総務省コールセンター（0570-07-0101）に相談することができることを周知していただくこと

また、所管団体及び所管団体の構成員の通常の活動の中で、構成員以外の方々に、上記（１）～（４）を周知できる機会があれば、周知していただくこと
（構成員以外の方々への周知方法の例：発行機関紙への記事掲載、業務窓口等へのポスター掲出やリーフレット据置き）

<p>（本件連絡先） 内閣官房副長官補室 芦田 TEL: 03-5253-2111（内線 82431） （地上デジタル放送に関する問合せ先） 総務省情報通信政策局地上放送課 TEL: 03-5253-5792</p>
--

(参考)「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」抜粋

第5章 国民視聴者に対する周知広報の充実

(5) 所管団体による周知広報【全省庁】

各省庁は、所管団体（業界団体の他、高齢者団体、障害者団体等の団体を含む。）に対して、本年9月に、当該団体の参加者へのアナログ放送の終了に関する周知を速やかに行うことを協力依頼する。また、工事業界、建築物保守管理業界、不動産業界、家電流通店業界等、デジタル放送の視聴に関する工事やテレビの販売を行う業界等に対しては、一般視聴者や共聴施設管理者等へのデジタル放送に関する情報提供・注意喚起を協力依頼する。さらに、通常の業務において一般視聴者と接する機会が多い業界に対しては、地上デジタル放送に関するポスターの掲出やリーフレット等の据置きなど、一般視聴者への周知広報に関する協力を依頼する。

なお、要請等を行う団体は、公益法人、独立行政法人及び特殊会社をはじめとする全ての所管団体とすることを原則とし、個々の団体の性質等に応じて各省庁において判断を行う。

2011年7月24日までにアナログ放送が終了します

**それ以降、アナログテレビをお使いの方は、そのままでは
テレビ放送(地上デジタル放送)を見ることができなくなります。**

地上デジタル放送の受信方法はこちら

STEP 1 デジタル受信機を用意する

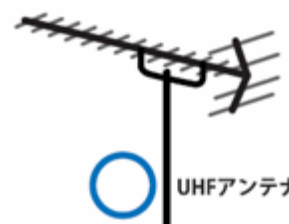
- デジタルテレビに買い替える
- 今お使いのアナログテレビを引き続き使う場合は、デジタルチューナー
またはデジタルチューナー内蔵録画機を用意する

STEP 2 アンテナを確認する

地上デジタル放送を見るには、**UHFアンテナ**が必要です。

アナログ放送でお使いのUHFアンテナでも通常はそのまま受信できますが、別途、調整や交換が必要な場合もあります。

※ その他、ケーブルテレビを利用して地上デジタル放送を見ることもできます。通常は有料となりますので、詳しくはお近くのケーブルテレビ会社にお尋ねください(この場合、アンテナの設置は必要ありません)。



他にも気をつけておきたい、こんなこと

- マンションなどの集合住宅の共同受信アンテナで見るとは、改修工事が必要になる場合があります。詳しくは、建物の所有者、管理組合などにご相談のうえ、お早めにご準備ください。
- 現在、ビル陰の共同受信設備でテレビをご覧になっている場合は、保守管理業者や受信障害の原因である建物の所有者に確認しましょう。
- アナログ放送の終了時期が近付くと、アンテナ改修等の工事需要が集中し、円滑な改修等が困難となるおそれがあります。お早めのご準備をお願いいたします。

(参考)BSアナログ放送も、2011年7月24日までに終了します。ご視聴の方はBSデジタル放送への移行を併せてお願いいたします。(お問い合わせは、0570-01-2011まで(IP電話等からは、045-345-4080))

地デジに関するお問い合わせはこちら

平日：午前9時～午後9時
土日祝：午前9時～午後6時

総務省地デジコールセンター



0570-07-0101

ナビダイヤル

※IP電話などからは「03-4334-1111」にお電話ください。

◎地デジ放送エリアのめやすについては(社)デジタル放送推進協会のHPで確認できます。

⇒URL：<http://www.dpa.or.jp/>